

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年三月十五日奈良県指令建第九八―二〇七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月十三日建第八九八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町大字三里一三九番九、一三九番一〇及び一三九番二〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市登美ヶ丘四丁目八番八―三号

高橋律子

一 許可番号

平成二十八年十二月二十六日奈良県指令建第九八―一五〇号

平成二十九年六月六日奈良県指令建第九八―一五〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年七月十三日建第八九八一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年七月十三日建第五三四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市小明町一五七七番一、一五七七番二、一五七七番三、一五七七番四、一五七七番五、一五七七番六、一五七七番七、一五七七番八、一五七七番九、一五七七番一〇、一五七七番一一、一五七七番一二、一五七七番一三、一六〇〇番二及び一六〇〇番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市谷田町八八九番九号

梅岡ハウジング 代表者 梅岡良典

奈良市四条大路二丁目二番一三号

有限会社いこま住研 取締役 生駒堅治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小明町一五七七番一

下水道 生駒市小明町一五七七番一の一部